

ロボット・航空宇宙フェスタふくしま2020

出展委託業務 委託仕様書

1 事業目的

展示会の出展等を通して、福島ロボットテストフィールド（以下、「RTF」という。）ひいては福島イノベーション・コースト構想を広く周知すること、さらに、より多くのRTF利用者を呼び込むことを目的とする。

2 履行期間

契約日から令和2年11月28日まで（展示会期終了まで）

3 事業内容

(1) 展示会出展

既存の広報資料等を使用し、下記展示会にブース出展を行うこと。

また、ブース訪問者を増やすための広報も併せて行うこと。

なお、出展に係る手続きは公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構（以下「機構」という。）が行うものとする。

【展示会概要】

ロボット・航空宇宙フェスタふくしま2020

（令和2年11月27日、28日 会場：ビックパレットふくしま）

出展費用：無料

出展規模：1小間（間口約2.7m×奥行約2.7m×高さ約2.1m）×6小間程度

特記事項：6ブース分の装飾等の作り込みを実施すること

また、ロボットの操作体験ブースの運営を行うこと

(2) (1)に係る出展・ブース運営・装飾・出展制作物等留意事項

ア 装飾

(ア) 展示会出展に伴い、ブース装飾等を自由に提案すること

(イ) 来客が立ち寄りやすい開放的な印象を持たせること

(ウ) 装飾にRTFのエンブレムとロゴを使用すること

(エ) 装飾備品、照明機器の設営・撤去をすること

イ 運搬・設置

(ア) 機構のジオラマ（機構所有のジオラマ（約80cm×100cm×15cm）の設置、運搬

※展示会場へ機構が発送するため、保管は不要

併せてパンフレット等の広告物も会場に運搬すること。

(イ) 機構が発送する動画再生用の液晶モニター（50インチ程度を想定）の設置及び調整を行うこと

(ウ) (ア)(イ)のほか、RTFが展示会場に発送する荷物について受け取りを行うこと。

ウ 当日の対応

(ア) 受付業務（出展内容の案内、ブース訪問者数の集計等）を行うこと

(イ) 面談シートを集計し、来場者用アンケートを実施し、その集計結果をまとめて報告すること

(ウ) ブース内においてロボット、ドローン等を使用し、来場者が陸海空ロボットそれぞれの操作体験ができるよう企画を提案すること。

なお、必要なロボット・ドローン（単価は概ね3万円以下とする）や周辺機器は機構で購入するため、積算には加えないこと

(エ) 陸海空ロボット操作体験ブースにおいては、操作体験用スタッフを（最低2名ずつ計6名を想定。）常駐させること。

また、スタッフには来訪者に対する操作補助だけではなく、ロボットの充電、セッティング、

来場者の列整理等の雑務も行わせること。

※各ブースには、R T F職員1名を補助として配置することを想定しているが、原則として、受託者のみの対応で操作体験運営を行えるよう企画・運営を行うこと。

- (オ) 前号について、会期前に1度、R T F側から使用ロボットについてレクチャーを受講すること。当日の操作体験用スタッフが受講者とは異なる場合においては、受託者（受講者）から当該スタッフへ操作方法等を伝達すること。

※操作体験について、R T Fが提案する方法に必ずしも縛られるものではなく、安全面を考慮した上で、より斬新な提案を期待するものである。

(4) 招待状

- (1) 展示会について、招待状の送付（20か所程度を想定（1か所当たり10～20通））を行うこと。

招待状の送付先は機構と協議することとする。

4 事業実施体制

- (1) 本事業に関わる責任者及び担当者については、事業開始前に書面にて報告すること。なお、本事業の趣旨・内容を十分に理解し、かつ、業務遂行に必要な知識・能力・経験を有する要員を配置すること。
- (2) 工程管理を徹底するため、発注者との打合せを随時開催するように努めること。
- (3) 仕様に定めのない事項や定めた内容の解釈に疑義が生じたときは、双方協議の上決定するものとする。ただし、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と考えられるものについては、本業務に含まれるものとする。

5 著作権等

- (1) 委託事業の実施に伴う著作権の権利は、原則、機構に帰属するものとする。（著作権法第27条及び28条の権利を含む。）
- (2) 受託者は、機構及び機構が指定する第三者に対して著作者人格権を行使しないものとする。
- (3) 印刷物、看板、サイン等において使用される素材等において、他者の著作権その他の権利が及ぶものの使用は可能な限り避けること。また、これらについて、使用する際には、権利者より事前に二次使用を含めた使用の許諾及び事後において権利の主張を行わない旨の許諾を得るものとする。
- (4) 作成物について第三者と紛争が生じたときは、受託者の責任と費用負担において解決すること。
- (5) 作成物について、必要に応じ、編集可能な形式（PSD、EPS、AI形式ファイル等）の電子データも納品すること

6 その他留意事項

翌年度以降も継続して使用することを前提とした装飾を提案及び作成すること（デザイン性に加え、耐久性や折りたたみ可等の輸送に係る利便性等も重視すること）